

一般競争入札の拡大に、いち早く着手！

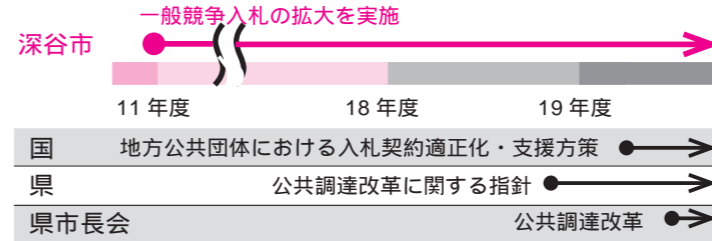
昨今、全国各地で公共工事の入札における談合事件が相次いで発生し、入札における透明性、公正性、競争性が強く求められています。このような状況の中、昨年12月には県（全国知事会）、今年2月には国、10月には埼玉県市長会により「**一般競争入札の拡大**」を根幹とした入札制度改革についての指針が打ち出され、全国の各自治体が入札制度改革に向けた取り組みを実施しようとしています。

平成11年度から原則、制限付一般競争入札を実施

本市では「公正」「公平」「公開」の市政運営の理念の下、入札における透明性・公正性の確保および自由競争の確立を目指し、いち早く平成11年度から、設計額が一定額以上の建設工事を対象として、原則、制限付一般競争入札を実施しています。



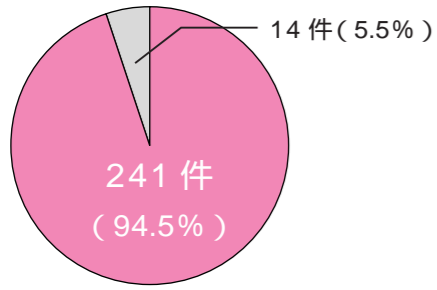
一般競争入札拡大の動向



一般競争入札の対象となる工事

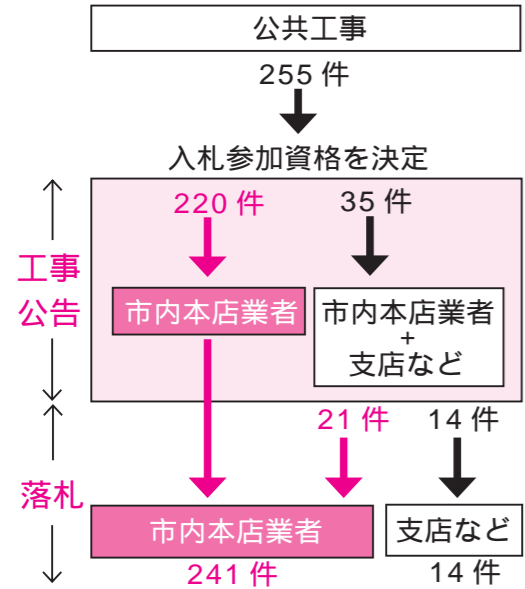
深谷市	設計額 300 万円以上の工事 (平成 11 年度は設計額 500 万円以上)
国、県	設計額 1,000 万円以上の工事 (指針)
県市長会	〃 (目標)

平成 18 年度の工事契約状況



設計額が 300 万円以上の建設工事が対象です

平成 18 年度の入札執行状況



255 件の工事のうち、35 件が支店などを含めた入札となりましたが、そのうち 21 件については市内本店業者が落札し契約しています。

Q 地域産業の育成についてはどうしているのですか？

A 市では、平成 18 年度から原則、市内本店業者を入札の参加対象としています。

平成 18 年度は、300 万円以上の建設工事のうち、契約件数全体の 94・5% に当たる 241 件を市内本店業者と契約し、地域産業の育成を図っています。市内本店業者以外と契約した

Q のは 14 件 (5・5%) です。このうち、入札の対象となる市内本店業者が少なく、競争性を確保する観点から市内に支店などがある業者を市内本店業者とあわせて入札の参加対象者とし入札を行った結果、支店などが落札した案件が 10 件でした。また、専門的な技術を要し市内本店業者では対応できないため、市外の専門業者を対象として入札を実施し契約した案件が 4 件でした。

平成 18 年度は 94・5% を市内本店業者と契約

Q 公共工事が減少しているって本当ですか？

A 長引く不況の中で全国的に公共工事は減少しています。本市も例外ではありません。本市も例外ではありませんが、必要な公共工事は可能な限り施工できるよう努めています。平成 18 年度、300 万円以上の建設工事の契約額は約 58 億 4,000 万円であり、県内でも上位となっています。

必要な公共工事の施工に努めています

小規模修繕契約希望者の登録を受け付けます

市が発注する 50 万円未満の小規模な修繕について、見積もり合わせなどの参加を希望する市内業者の登録を行います。既に登録の済んでいるかたについても、申請書の提出が必要となりますので注意してください。

登録資格 市内に本店がある個人または法人で、市に入札参加申請をしていないかた

申請方法 申請書に必要事項を記入・押印し、総務課へ直接または郵送などで提出

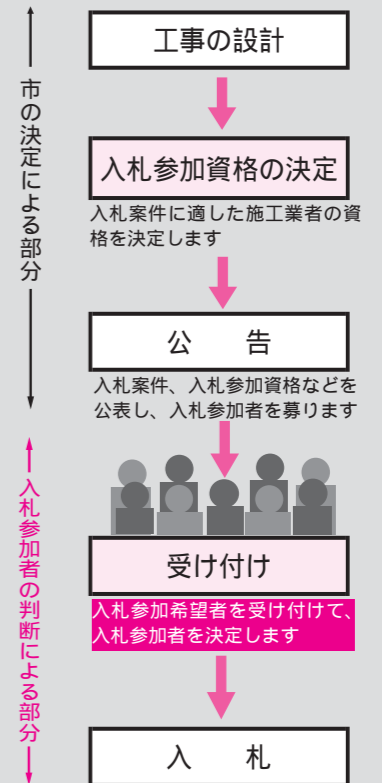
申請書類は総務課窓口で配布、または市ホームページからダウンロードできます。

受付期間 11月30日 まで(土・日曜日、祝日を除く) 受付期間後も随時受け付けます。

有効期間 12月1日 から 2年間

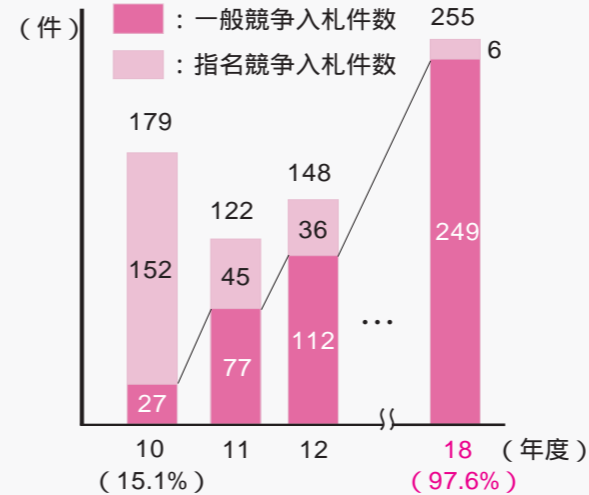
問い合わせ 総務課契約係 (574 6634) へ

制限付一般競争入札の流れ



一般競争入札の拡大実施前は、対象工事の 15.1% で一般競争入札が行われていたのに対し、現在では、そのほとんどすべてにおいて、一般競争入札が行われています。

一般競争入札割合の推移



平成 10,11 年度は設計額 500 万円以上の工事の入札件数です
平成 12,18 年度は設計額 300 万円以上の工事の入札件数です
平成 12 年度以前の数値は合併前の旧深谷市のみの数値です